

第2回総合企画審議会・第1小委員会会議録

1 附属機関の会議の名称 第2回水戸市総合企画審議会・第1小委員会

2 開催日時 平成25年10月8日(火)午後2時～午後4時30分

3 開催場所 本庁舎前議会臨時庁舎 2階 全員協議会室

4 出席した者の氏名

(1)水戸市総合企画審議会委員

岩上堯, 小川喜治, 川上美智子, 上甲宏, 井上綾子, 江尻加那, 田中泉,
袴塚孝雄

(2)執行機関

三宅正人, 秋葉欣二, 岡部輝彦, 岡部安寿, 石井秀明, 鈴木重之, 中里誠志郎,
佐藤則行, 野澤昌永, 青木貴, 出澤秀行, 幡田実俊一, 小山忠, 大曾根明子,
川崎幹男, 田中誠一, 豊崎和馬, 長須賀良明, 鈴木吉昭, 大峰正美, 加藤久人,
松崎正男, 鈴木豊, 篠原勤, 柴崎佳子, 七字裕二, 大録好文, 武田和馬,
五上義隆, 佐藤達, 三宅修
秋葉宗志, 小田木健治, 三宅陽子, 坪井正幸, 石丸美佳, 小野瀬嘉行,
保科竜吾, 酒井隆行

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 水戸市第6次総合計画「素案」について(公開)

(2) その他(公開)

6 非公開の理由 適用なし

7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 1人

8 会議資料の名称

資料1 雇用者所得の推移等について

資料2 学区別高齢化率について

9 発言の内容

【執行機関】 それでは定刻となりましたので、ただいまから、第2回水戸市総合企画審議会第1小委員会を開催させていただきます。

本日、審議に当たりまして、説明員として関係部長、関係課長が出席しております。お手元に出席説明員名簿をお配りしておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、委員長に議事の進行をお願いいたします。

【委員長】 _____でございます。よろしくお願ひいたします。本日を含めまして4回の小委員会が予定されております。限られた時間、日程の中での集中的な審議が必要となりますので、効率的な議事進行が必要だと思ひますが、なにぶん不慣れなものですから不手際等もあるかと思ひます。皆さんの御協力をいただけますよう、よろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、本日、_____委員が所用のため欠席、_____委員が30分ほど遅れていらっしゃるとの連絡を受けておりますので、御報告いたします。

また、会議録署名人については、_____委員と_____委員にお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

本日は、当委員会の審議項目日程表により、水戸市第6次総合計画・基本計画各論のうち、中項目の「未来を担う子どもたちの育成」、「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」、「健やかな生活の実現」を審議することといたします。

まず、配付資料の確認と前回の委員会で決定した審議手順について、確認のため、再度事務局から説明をいただきたいと思ひます。

(事務局説明)

【委員長】 それでは、本日の審議の進め方ですが、限られた時間の中で各委員から御意見をいただくために、次第に記載のとおり時間配分で進めてまいりたいと思ひます。また、議論の状況によっては、若干時間を延長してまいりますので、あらかじめ御承知置きお願ひいたします。

それでは、早速ですが、施策の中項目「未来を担う子どもたちの育成」について、審議を進めます。概ね15時までを予定しておりますので、御協力をお願ひいたします。

それでは、事務局から、計画の概要の説明をお願ひいたします。

(事務局説明)

【委員長】 ただいま、事務局から計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がございましたら、お願ひいたします。はい、_____委員。

【副委員長】 はい。もっと早い時期に言わなければいけなかったのかもしれませんが、今を見てみると、施策が羅列されていますよね。この所、分類できるも

のは、分類をしていったほうが分かりやすいのかなと思ったのですが。例えば、学校教育の充実などでは、水戸スタイルの教育の推進に関してはこういうことをやりますよって、1から10番目くらいまでが入るんですね。そのこのところ、ちょっと一つ整理されたほうが分かりやすいんじゃないかなと。それから、施策の体系の教育環境の充実については、計画11のところですよというようなね。その辺、やはりこれに関して何をやるのかというのが、ただつらつら読んで探すというよりは、ある程度分類されているほうが良いのかなと思いました。ちょっと今だと遅いのかな、時期的に。

【執行機関】はい、全体に係るお話ですので。ただいま、副委員長から御指摘のありました件について、例えば、84ページで言いますと、施策の体系を位置付けてまして、その施策の体系に沿って各種施策を計画として位置付けております。この関係がやはり分かりづらいという御指摘だと思いますので、例えば、施策の体系の中に、計画の番号として何番が該当するという分類ができるのであれば、そういう見せ方につきましても、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

【副委員長】はい。よろしくお願ひいたします。

【委員長】はい。施策の体系と計画の対象がより分かりやすくなるような記述をお願いしたいということでした。他にございますでしょうか。

【___委員】いいですか。ちょっと他の所に関わってしまうのですがけれども、ただ単に並び方の問題なのですかけれどもね。この後に説明があります112ページに、健康づくりの推進というのがありますよね。この項目が一番最初に来て、その後、「未来を担う子どもたちの育成」とか「学校教育の充実」とかが入ったほうが、順番的に流れが良いんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。これ、第5次総合計画もこの順番になっているんですね。その辺に従ってこのようにしたんでしょうけれども。というのは、まず一つ一つ言うと、最初の未来を担う子どもたちのところで、妊産婦とか、そういうものが途中にちょっと入っているのですけれども、それがこう中途半端なんですね。それであれば、「健康づくりの推進」のほうを先に持ってくれば、妊婦さんから学校教育、そして老人に至るまでの施策が、最初に出てくることになるんですよ。各論の中の総論のようなものが一番最初に来て、その後子どもたち、学校というような順番のほうが分かりやすいんじゃないかと、私は思うのですけれども。

【委員長】はい。構成上のことでしょうかね。健やかな健康づくりを一番最初に持ってきて、妊婦、子ども、老人といった流れのほうが分かりやすいのではないかと御指摘だったので、いかがでしょうか。

はい。事務局のほうからお願いいたします。

【執行機関】はい。ただいま___委員からいただいた御意見としましては、人の一生の流れに近いような形で、生まれてから学校に上がってというような流れにしたほうが、より身近に感じられるというような御指摘かと思ひます。ただ、

今回の第6次総合計画におきましては、基本構想の24ページ、25ページにございますとおり、都市づくりの理念の中でも、やはり一丁目の政策といたしまして、笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくりの中で、未来を担う子どもたちというものを、今回の第6次総合計画の中においては重要視していきたいという考え方を持っております。その考え方に沿って、基本計画の総論の重点プロジェクトの中でも、69ページにございますプロジェクトの1番として、「将来の水戸を担う子どもを育む 未来への投資プロジェクト」というものを位置付けたものであります。

ただいま、委員から御指摘にあったとおり、子どもたちを安心して生み育てるといふ部分については、母子保健、あるいは健康づくりという部分についても非常に関連が深いというように考えてございますけれども、1-1-1そして1-3-1の両方に記載をするという考え方のもと、特に、母子保健等につきましては、1-3-1の健康づくりのほうに重みを置いて、計画として位置付けていくという体系をつくり上げたということでございますので、その点については、御理解をいただきたいと思っております。

【委員 長】 よろしいでしょうか。

【___委員】 はい。私の意見ですから。結構です。

【委員 長】 他に御意見ございますでしょうか。

【___委員】 続けてよろしいでしょうか。

【委員 長】 はい、どうぞ。

【___委員】 つまらないことなんですけれどもね。79ページと80ページにおいて、15番のほうは、市立保育所、18番のほうは、市立幼稚園のことが書いてあるのですけれども、市立幼稚園のほうには、全ての保育室へ空調設備を設置するという言葉が入っているのに、15番の保育所には、それが入っていない。これは何か意味があるのですか。

【委員 長】 これは、事務局から御説明いただければと思いますが。保育所のほうには、空調設備の記述が無いということについて。

【執行機関】 ___課でございます。空調設備につきましては、現行の市立保育所につきましては、全て完備してございまして、市立幼稚園が職員室等を除きまして、保育室が扇風機での対応というということですので、こちらに新たに設置していくという形でございます。

【委員 長】 はい。保育所のほうは、全て完備しているとのことでした。よろしいでしょうか。

【___委員】 81ページに市立保育所の整備というのが入っているんですが、これは当然、空調設備も入ってくるということですね。まあ細かいことですが、入っているんでしょうから、いいんでしょうけど。

ついでに細かいことまで言わせていただくと、ソフト面に関してなんですけれど、現在あるハローベビークラスとか、めだか教室、ひよこ、くじらランドなんていう言葉が全然抜けているのは、これは別に問題ないんですよ。

現行の細かなソフト事業については省いているというのが、一連の流れなんでしょうか。

【委員 長】主要事業・ソフトの中に現行のものが含まれていないという。

【___委員】言葉だけのものなんですけれども、そういうのは全部省くようなスタイルで、この総合計画というのは立てていくんでしょうかね。

【委員 長】これは、全体的な構成だと思うんですけれども、事務局のほうから御説明いただければと思うのですが。

【執行機関】ただいま___委員から御指摘のございましたハローベビークラスやくじらランドという詳細な事業内容につきまして、全て第6次総合計画の中に記載していくことは難しいということがございまして、総括した、その主旨を汲んだ表現として文章に記載させていただいております。例えば、次の項目になってしまいますが、114ページの健康づくりの推進の中で、11番でございしますが、乳幼児支援ということで、健やかな成長を促進するという中でそういった施策も含めて、今回は表記させていただいております。またその他にも、御指摘がございましたような事業内容を加味した文章を盛り込んで、全体として表現させていただければと考えております。

【委員 長】よろしいでしょうか。

【___委員】そういったスタンスであれば、それはいいんです。そうするとまた他の異議がでてくるんですけれど。

【委員 長】よろしいですか。はい、___委員。

【___委員】保育所、幼稚園、そして、認定こども園という三つのキーワードがここに出てくるんですけれども、水戸市が目指すべき方向性というのは、この中で羅列があるんですけども、例えば、認定こども園という方向性でいくのか、それとも、単独の幼稚園、要するに、公立の幼稚園をこれからも存続しようとしているのか、この辺がここからは読み取れないので。これからの幼稚園、保育所教育は、国の流れを見るとね、もう既に、認定こども園の方向性がかなり打ち出されている。そこで、今、課題となっているのは、いわゆる公立幼稚園には、なかなか生徒が集まりにくい、この環境をこれからどうしていくのかという部分。その辺のその、幼稚園、保育所、認定こども園、この方向性がちょっとここで見えてこないんですけれども、この辺については、どこか示唆する文というのはあるんですかね。

【委員 長】はい。お願いいたします。

【執行機関】はい。ただいまの御質問でございしますが、79ページの14番のところ、幼稚園、保育所の認定こども園への移行に向け、民間事業者の取組を促進するとともに、市立幼稚園、保育所における検討、実施というようなことで、表現させていただいておりますが、国の子ども・子育て支援新制度、平成27年度の施行を目指して国が準備をしているものがございます。それは大きな流れでは、幼保連携型の認定こども園を中心とした就学前の教育、保育を充実させるというような主旨のものでございますので、幼稚園、保育所の枠組

みは残りながらも、国として目指すものは、幼保連携型の認定こども園、一つの施設で教育、保育が同じように施されるというようなことで主旨をうたってございます。そういった中で水戸市におきましても、具体的には、全ての公立の施設が認定こども園に移行するのかどうかといった議論は、まだまだ始まっておりませんが、水戸の子どもたちに国の主旨に沿った形で教育、保育を同じように施せる仕組みができればというような視点での検討を進めてまいりたいと考えております。

【 委員】今の内容で、それでいいのかもしれないけれども、要は、認定こども園という制度を目指していくとすれば、既に、もうこれからの公立の保育所、幼稚園機能をね、どういうふうにしていくんだという姿が、ここに出てきても良いのかなと。これ10年先だから、10年先の夢なのに、今、国の流れはこう進んでいますよと。しかし、水戸市ではこの状況ではまだまだ、それぞれの保育所、幼稚園機能を充実、発展していくんだということになっちゃうよね。これね。だからそういう部分においては、この10年先の夢が、どうも読みきれていない。こういうところが、この保育機能、幼稚園機能というところにあるのかなという思いがしたんで、ちょっとお話をさせていただきました。

それから、個別の名称については、今、控えるという話があった中で、87ページの健やかな体力づくりという中には、ホーリーホックという言葉がここに出てきちゃうんですよ。これは、一般の企業、会社ですから、例えば、第6次総合計画の中に、今の施策が盛り込まれないとすれば、ここに、ホーリーホックという名前が逆に出てきてしまうというのが、体力づくりの推進ということだとすればね、これサッカーになっちゃうんだよ。だから、ここはもう少し、違う形の表現にしていかないと、水戸市はサッカーのまちづくりなんですか、ということにつながってしまう。陸上とか、ラグビーとか、野球とか、いろいろな競技をどうするんですかということになってしまうんで、あえてここでホーリーホックという名前が出てきている。まあ、それは力を入れているのはよく分かりますよ。市民の理解を得ようとしているのもよく分かるけれども、特定の競技をここに入れることによって、公平とか公正とか…それから他競技で頑張ろうとしている、まして国体が6年後にくる、オリンピックが7年後にくる中ではね。やっぱり、いろいろな運動機会を通じて体力増強を図っていくんだという形が、僕はベターなんではないかと思うんですが。ここは、 課のほうがよいのかな。どこが良いですか。

【委員長】はい。お願いいたします。

【執行機関】はい、ただいまの 委員からの御質問にお答えいたします。

こちらは、今後のスポーツ、新たな体力向上プログラムの推進とあわせまして、新たなプログラム等を第6次総合計画の中で示していくということで、一つ例示といたしまして、ホーリーホックとの連携ということを示しております。確かに御指摘のとおり、他のスポーツの内容もございますので、表現

につきましては、検討させていただきたいと思います。

【___委員】直すの、直さないの。このままなの。

【執行機関】持ち帰り検討させていただきたいと思います。

【委員長】はい。表現について、例示ということなので、それが分かるような表現について、もう一度、御検討いただくということだと思います。他にございますでしょうか。はい、___委員。

【___委員】まず一番最初に取り組んでいる、笑顔にあふれ快適に暮らせるという部分で申し上げます。ただ、私がこれから申し上げようとするのは、今日の案件全部に通じるような部分なんです。というのは、当事者、結局、行政ばかりではなくて、市民の、それぞれのいわゆる文化と言われるような部分がね、大切なのかな。そういう視点から申し上げようと思います。

まずですね、この笑顔にあふれるというこの三つの案件ですね。子ども・子育て、学校教育と青少年の健全育成。この中で、一番に、まず学校教育のことをお話したほうが分かりやすいかなと思います。私は学校の保健安全委員ということで長らく通っておりますと、どうも父兄の方の参画が非常に希薄なんです。役員の父兄の方々も、意見がなかなか無かったり、核心をつくような意見が出てこなかったりします。そういうことから考えますと、この水戸の10年間の計画というものは、大変素直に言うと、行政的には充実していると思います。しかし、行政的な施策が本当に活力、あるいは成果を得るためには、やはり、それに参画する人たちの意識の高揚、しかもそれが単なる意識ではなくて、水戸の文化という域にまで高まる必要があるかと思えます。そういったことを、この政策の中に強く盛り込んで、推進ができるようなものであれば、より良いなど、そのように思います。それで、そのように申し上げる理由としましてはね、高齢化社会が叫ばれています。しかし、高齢化社会の問題というのは、どのような形で起こっているのかということ、あまりこれには示されていないです。それは、あまりにも一般的なことから理解していますけれども。ですから、それには触れませんが、その高齢化社会の問題というのは、つまり、高齢者の生活そのものに対する問題であって、そのことは、家族構成と家族の意識のあり方が根本にあるはずだと思います。それで、それが無ければ、地域とか、行政とかがいかに一生懸命に支援しても、実は上がりません。そのためには、戦後なくなってしまった過去の風習、気風をもう少しみんなで見直す必要があるかと思えます。しかし、それが見直されても、社会情勢、今の経済情勢の中では、所得といますか、貧困といますか、そのためになかなか家族の動けない部分があります。そういう部分に行政は、しっかりと目を向けた施策をするならば、改善がなされて、そして、まさに今、水戸で行われている地域づくりの活動の中にそれが生きてくる、そういった姿が最も効果があるということなのかと思います。

青少年の健全育成についてもそうです。つまりね、少年のうちはなんでし

ようけれど、青年になると他人が突っ込んだ話をしてもなかなかです。それはやはり、少年の時代から家族がしっかりと自分のお子さんたちを育てる、そして、お互いの信頼感の中で育てるということが、人間形成の上で大切であって、その青少年当事者の人間形成がなされないうちは、いかに社会が支援しても実は上がらないと私は思っております。自分の子育ての経験、地域の活動の経験、又は、自分が育ってきた経験の中からそういうふうに思いましたので、一言添えさせていただきます。以上です。

【委員長】はい。ただいまの意見、行政側の施策だけではなく、市民の意識、文化との関連も強調すべきではないかという大きな課題ではないかと思いますが、それについて、いかがでしょうか。なかなか大きな課題なので、答えづらいとは思いますが、大きな方向性ということでいかがでしょうか。

【執行機関】はい。ただいま____委員からありました、特に、子どもたちの育成ということだけではなく、やはりその育成をしている親御さんたち、いわゆる地域のそれぞれにお住まいになっている方も含めて、それぞれが努力していかなければならないと考えております。そういった観点から、4の柱の生涯学習、さらには、地域コミュニティ活動の推進の中でも、広くうたっているとありますが、それぞれ子ども・子育て、あるいは学校教育、青少年の健全育成、それぞれの分野に地域や家庭での教育力の向上というものは、非常に重要であると認識してございます。それをどのように計画の中に盛り込んでいくのかということについて、今すぐに、この部分に修正を加えるということはお答えできませんけれども、基本的には、例えば、青少年の健全育成の分野におきまして、89 ページにありますとおり、家庭、地域、学校、行政、これらがそれぞれ連携して子どもたち、そして、それを支える親御さんたちの社会教育というものを大事にしていかなければならないということをお答えさせていただきますので、それが分かるという表現についても、持ち帰らせていただいて内部で検討させていただきたいと考えております。

【委員長】はい。よろしいでしょうか。

【____委員】はい、分かりました。ただ、一言付け加えるならば、今のコミュニティ活動に対しまして、行政の側から、社会の側から、地域の活動、地域のことは地域の皆さんで、まさに当然だと思えます。しかし、それは、掛け声だけではどうにもならないことであって、現在、住みよいまちづくり推進協議会においては、32 の地区でもって、行政の指導もあり、又は、協力もあって、その中で、地域コミュニティプランの作成を進めております。このことは前にも申し上げましたけれども、今、あえて地域コミュニティプランの作成ということは、今までやってきた活動のさらなる前進をとということであるはずですが。そうしますと、今までやってきたお祭りや運動会、地域のみんながまとまるための一つのシミュレーションのような部分は通り越すはずですが。そういった中で、この第6次総合計画でうたわれている、目指そうとしているもの、このことの完成に向かっている、このコミュニティ活動の考え方は、大

きく関わるものであって、そういったものの活動のプラン、自分たちがやるよ、やろうよと言ってつくったプランです。そういうものの受け止め方、市民の皆さんが、いろいろなところで、いろいろな活動をやっているのが、今の時代なんかもそうです。そういうことの活動に対しての受け止め方がどのようにあるかということが、大きなポイントになろうかと思っております。その受け止め方をしっかりと構築してもらいたい。このように思っています。以上です。

【委員長】はい。ありがとうございました。

【__委員】ちょっと、さっきの続きいいですか。

【委員長】はい。どうぞ。

【__委員】70ページの未来への投資プロジェクトの中には、最後に、スポーツ施設の整備というのがあるんですね。各論の中には、そのスポーツ施設の整備というのとはなくなっているような気がするんですが、どこか違うところで審議するのですか。

【執行機関】施策の体系の中で、スポーツ施設の整備につきましては、4の柱のほうに位置付けています。また、後日、御審議をお願いいたします。

【__委員】はい、分かりました。今の__委員の話の中で、高齢者の問題が出ましたが、青少年体験活動の促進という中で、この中には、子どもたちには子ども会という一つの制度がありますよね。そして、子ども会がなかなか組織されない、なかなかリーダーができない、こういう中で、この子どもたちの活動に向けて、ここには、青少年とか各種少年団体の自主的な活動を支援するとともに、地域の資源や人材を有効に活用しと書いてあるんだけど、こういう流れの中で、今、子ども会活動が衰退してしまっているということに対しては、どのような考え方でやろうとしているのですか。

【委員長】お願いいたします。

【執行機関】__課のほうでお答えします。日本全国といいますか、大きな問題となっている状況にあります。子ども会活動ということで、__委員からの御質問なんですけれども、計画では6番などで、青少年の多様な社会参加活動を促進していくという形で入れてありますけれども、具体的な部分をお聞きになっているのだと思いますが、今、子ども会活動とコミュニティ活動、地域の自治体活動とのリンクというものを目指しているということと、もう一つ、学校教育の中でPTA活動と子ども会活動とのリンクという形を目指して、子ども会活動にてこ入れしようという流れを計画しております。

【__委員】話としてはそうなんだろうけれども、現実の問題として、例えば、PTA活動にしてもなかなか活動するのにね、いわゆる体制が組めない。役員さんがつくろうとしてもなかなか出てこない。こういう流れがある中で、それと子ども会の組織が壊滅的な状況になっているのをリンクさせようということになるとね、非常に難しい話だというように思うんですよね。じゃあ例えば、学校側を管理する総合教育研究所で、例えば、この子ども会活動をP

PTA活動とどのようにリンクさせていくんだという一つの考え方というのは、おありなんですか。いや、柱をつくってもね、何をやるのかというのが分からないと、ちょっとどうにもならないんで聞かせてもらいたい。

【委員長】 よろしいでしょうか。はい、お願いします。

【執行機関】 はい、____課のほうでお答えします。PTA活動と子ども会活動ということで、お話がありましたが、PTA活動は、本当に学校の中でも活発化、今までと同じように、今後においても活発化していろいろとやっていく、というより、一緒に学校とともに、学校もPTAですから、一緒にやっていく。ただ、役員さんになりたがらないというのが一時ありまして、学校規模によりまして、大きな学校、小さな学校、小さな学校でありますと役員になるのは当たり前というような形で、自分たちの子どもを地域で育てていこうというのがあるんですけども、なかなか、役員をどうするかという問題。それと、やはり子ども会も、子ども会に入るとやっぱり子ども会の中で役員をやらなくちゃならないというようなことも出てきて、これは本当にあるんじゃないかなと思っています。

そういう中で、PTA活動をやると、こんなに子どもたちも、あるいは、PTAに関わる人たちも、良いことがあるというよりも、子どもの成長を見守れる、見守ることができて本当に良いんだなっていう。あるいは、子ども会も、子ども会活動に参加する中で、子どもたちの成長に関わって、本当に良いんだなということを、いかにアピールしていくかだと、実際に経験して、こんなに良いんだということをアピールしながら、学校もぜひ、PTA、もちろん学校とともにやっていきましょう、子どもを見守って育てていましょうというようなことを学校のほうでPTA、保護者、あるいは子ども会の、子ども会は学校だけではないんですけども、生涯学習が関わってくるんですけど、いかにアピールしていくか。そこのアピールの仕方を、もう少し工夫していかななくちゃならないのかなということは、当課でも考えているところですよ。

【____委員】 この活動の中ではね、やっぱり少年自然の家というのがキーワードになっているはずなんです。そこを、今まで、従来の人が使っていたというのは、例えば、運動競技団体であったり、子ども会活動の中の宿泊研修とか、そういうことがあったために、利用人数がかなり増えていたということがある。しかし、最近の減少傾向を見ると、大人も泊まらせるようにしようじゃないかという動きがないわけではないけれども、しかし、その前段として、何のためにここにあるのかということになれば、やっぱり、子ども会の活性化を図りつつ、地域の子供たちが少子化の中で連携を深めていく。こういう活動の一環の中で、子ども会というのは大きな役割を果たすんだとすれば、そのところをどういうふう運営していくのか。ただ単に、少年自然の家を綺麗にすれば、子どもが寄ってくるよという事業ではなくて、そこにはやっぱりサブリーダーズ会とか、いろんな形での活用の方法を図りながらね。

ある程度、こういう状況になったら、やっぱり行政がやるしかないんですよ。そういうことを目指していくというようところがね、この腹案の中にないと非常に厳しいのかなと。

それともう一ついいですかね。いわゆる水戸市の子どもたちの教育なんですけれども、教育の指針として1番に書いてある分野があつて、2番、3番を含めてですね、水戸スタイルの教育という言葉があります。これは確か、第5次総合計画の中でもあつて、そして、ここには、先人の教え、若しくは歴史、文化、それから、9年間の一貫した小中一貫教育のあり方、まあ、こういうことがあのかのときにも言われていたんじゃないかなと思つていますが、水戸では先進的に国田小中学校が、少子化の流れの中での小中一貫をやつたと。そして、そこで得たものが何なのかと。そして、それをどうやってこの第6次総合計画の中に活用しようとしているのか。この辺について、ちょっと、この文言だけでは見えてこないんで、教えていただければ大変有り難い。

【委員長】小中一貫のことについてですね。お願いいたします。

【執行機関】国田小中学校のお話ありがとうございました。国田小中学校のほうですけれども、来年度で創立20年になるわけですけれども、その中で、水戸のスタイル、水戸の教育を、さらに推進していくためにということで、小学校から中学校まで一貫して、新たな視点でもう一度見直して、教育を系統化していこうとか、9年間を見据えて、6年、3年の区切りではなくて9年間でもってどういう子どもを育てていきたいかということ、もう一度見直して進めていこうということで、やっている。そういった教育、9年間を通した教育の中で、例えば、小学校の先生、中学校の先生も今まで分かれていましたが、中学校の先生は小学校の子どもたちも面倒を見る、教える、あるいは小学校の先生方が中学校の生徒を教える。そういう形を試みて、今教育が始まっているわけですけれども、その形を、国田の教育を、さらに水戸市内の、この10年の中で、小中一貫と言いましても、一つの中学校に小学校三つ、あるいは、四つという地区もあります。あるいは、小学校、中学校を併設しているところもあります。そういう中で、形はいろいろ変わると思うんですが、ただ、9年間を見通した教育を小中学校の先生が一緒になって育てていこうと。まあ、地域の子どもたちですから、その辺を少し、教育課程まで踏み込んでどのような形で進めるかはまだ検討中なんですけど、1年生から9年、卒業した頃には、義務教育を終わった姿になっているように、今、推進していこうということでやっております。

【___委員】まあ、考え方は、僕はそれでもいいと思うんですけどもね、やっぱり9年間、小中一貫をやりますよっていうときには、一つのやっぱり、親が期待するものというのがあるんじゃないかと。で、水戸が今、県都でありながら、いろいろな意味で、つくば圏に押されている部分がある。これは、まさに水戸という名前だけで活動してきたために、中身のない活動が多くあつた

のではないかと。したがって、ここで9年間を目指すんだとすればね、やっぱり最終的にどういうものを目指すのかと。ちょうど結論が10年目なんですよ、これ。スタートから始まって、1年目に1年生に入った子どもが、9年間の学校を終えて卒業するまでには、ちょうど卒業する年度が10年目になる。で、このときにね、やっぱりあの計画があったために、こんなに水戸の教育力はアップした、例えば、体力、知力、人間力、こういうものがアップしたよと。こういうような成果が表れないと、これまでと同じように、ただ国田は20年やってきました、確かにやったのかも分からないけれども、じゃあ何が変わったんだ、他の学校が6・3制をとっているにもかかわらず、9年間の一貫教育をしたために、じゃあどこが変わったんですかと。この成果を出すべきときがね、もう既にきているんだと。そうすると、新たにこういうことをやるとすれば、その成果が土台になっていなければいけない。土台になっていると、9年間を一貫してやったほうがいいのか、それとも6・3でやったほうがいいのか、それとも年度を6・3ではなくて、もう少しきめ細かい切り方をしていったほうがいいのか、そのときに学校はどう変わるのか。こういう中身がないと、ただ単に、この三つの言葉が、さきがけプランであったり、まごころプランであったり、水戸スタイルの教育であったり。学校の先生に水戸スタイル教育って何なのって聞いても、恐らく何も答えられないと思う。こういうものを目指しているんだということを言える人がいない。これでは、現場は新しい教育に目覚めないんで、その辺についても、やっぱりしっかりね、内容を固めて、そして、これ、人がやるんですから、制度をつくったから制度がやるんじゃないで、教育は人がやる。したがって、そういうことをやれる人、こういう者を配置する。又は、カバーリングする人を配置する。この中で、水戸らしい教育とはどうあるべきかということをしつかり考えていただいて、そして、その中で実施をしていく。こういうような形にね。名前はこれでも僕は仕方がないと思うけれども、あまり9年間を見据えた小中一貫と言うとね、親はやっぱり期待しますよ。だから、その期待に応えなくてはならないのが教育現場なわけで、そこは、総合教育研究所の所長も少し気合を入れてね。成績を上げるだけが成果じゃありませんから。さきほども言ったように、人間力もあるし、体力もある。そういった流れの中で、どう教育をしていくのかということが大きな課題なんで、ぜひそのところは、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】はい、___委員。

【副委員長】教育委員会でも国田の小中一貫、これに関しましては、話がいろいろ出ておまして、6・3ではなくて、4・4・1といった制度でとか、いろいろな話が出ております。それから教科担任制を利用するとかですね。それから、学区を外すとか、いろいろ新しい話が今度出てくるんでしょうね。

【___委員】ここでなぜそれを言わせていただいたかということ、要するに、やるのは人なんで、新しい施策をやるときには、やっぱり今までの考え方の先生の配

置ではなくてね。さらに、例えば、今、委員が言ったように、4・4・1になるとすれば、4の担当は誰が統括するのとか、次の4はだれが統括するの、最終的なこの1は誰が担当するの、それは担任が話し合うんだろうよということだけではね、この事業というのは、ただ単に、ぼた餅になっちゃうんじゃないんですかと。だから、そういう意味での人の配置の仕方もあると、きちんとしてもらわないと。水戸は人的資源や観光資源があるとか何とか言っちゃって、もう人しかいないですよ。天下の魁も人がやったんですから、だから、そういう意味ではぜひ頑張っていたいただきたいということで、エールを送る意味で申し上げさせていただきました。

【副委員長】ありがとうございます。ここにその具体的なことを書き入れるかどうかというのは、また別の問題ということですよ。

【___委員】はい、それはそうです。考え方だけきちんとしていただければ。

【委員長】はい、どうぞ。

【___委員】今、___委員さんから大変貴重な意見が出ましたね。それでもって話が進みました。それを伺ってございまして思ったのですが、行政のほうの説明は、基本論の説明ですよ。そうしますとね、一方では地域とか、市民に対して、地域と一緒に学校教育があると。それは当然です。そう思っています。しかし、その基本理念で小中一貫ですよ。じゃあどのようなプログラムを持っているのか、どのような手法を、そこで準備しているのか、方法論の部分もね、地域の人にある程度お話しいただかないとね。ただ、手伝ってくれ、手伝ってくれ、それだけではなかなか意気が上がらないんで、そういう面も十分配慮した施策をお願いしたいと思います。

【委員長】はい、どうぞ。

【執行機関】さきほどの子ども会、それから、少年自然の家ということで、___委員のほうから御質問がございました。子ども会活動に関しましては、市内各小学校区で子ども会があるわけなんですけれども、実はそれぞれの地域性も含めまして、例えば、子ども会に100パーセント加入していますよという地域もあれば、段々減ってきて50パーセントを割ってしまっていますよという子ども会もたくさんございます。そんな中でですね、地元の保護者や地域の皆さん、これはその水住協（水戸市住みよいまちづくり推進協議会）の人たちも一緒になって、子ども会がどうあるべきかということを考えている地域もございます。そんな中、例えば、もう子ども会が維持していけなくなったので、子ども会組織をなくしてしまおうかということを考えている地域もあるということをお伺いします。かたや、今の保護者の状況などを考えると、例えば、子ども会活動に多くの保護者が集まって、子どもたちの面倒を見るのはちょっと難しいんじゃないかというようなことを相談しながらですね、保護者ばかりではなくて、多くの地域の、私は空いているよというような人を集めてですね、子ども会をやっていけるんじゃないかということで取り組んでいるような地域もございます。そういったところは、どういうこ

とをしているかということ、まず、年度の初めに、学校の子どもたち全員から、子ども会の会員として地域皆で見ていこうよということを基本に、まずお友達をつくりましょうねということで、参加者を募って、約100人くらいの子どもたちが参加するんですが、少年自然の家を利用して、いろいろなカリキュラムを通してですね、地域の皆さんや先輩、それから、同じくらいの友達といろいろなことを体験しながら、コミュニケーションをとっていこうというような取組をスタートとして、それから、夏の球技大会ですとか、いろいろな行事に向かって、地域で子どもを守っていきましょうねという取組をしているところもございます。そこは、一回だけの宿泊では、集まって終わりになってしまうので、例えば、少年自然の家でやっている四季の体験学習というような行事があります。これは、田植えから収穫までの間に、大体4回くらい少年自然の家に集まりまして、これは少年自然の家主催でやっている行事なんですけど、田植えから稲刈りまでを子どもたちだけで、指導者のもとで体験して、お米ができるまでというのを、あの自然の中で皆と一緒に学習していこう、いろいろな体験をしていこうという取組なんです。それを例にとって、地域で子どもたちを4回、自然の家で田植え体験から稲刈り、しまいには、あの、地元の協力を得ながら、果樹園にお伺いして、林檎のもぎ取りですとか、梨のもぎ取りを体験してみようとか、いろいろな企画をして、地域全体で子ども会活動をやっているところもあります。それには、学校側の協力もかなり、それから水住協の協力もかなりありまして、やっている母体といいますのは、学校の後援会が母体になっている、というような中身でございます。現在、伺ってみるとですね、子ども会ってどうあるべきなのかというのを、市内それぞれの中心市街地の小学校の保護者、農村部の小学校の保護者、いろいろな形で考えているというのを伺っております。これからやっぱり生涯学習課のほうでは、そういった子どもたち、保護者、どうあったらいいのかということですね、いろいろな経験を持っている市のそういった人たち、関係者も含めてですね、それぞれの地区の子ども会関係者と話し合いながら、子ども会のあり方ということを見直していこうというのに取り組んでいくということを考えております。

それとあわせて、少年自然の家なんですけど、ただ、あそこで寝泊りをして、キャンプファイヤーをやってということだけではなく、いろいろなカリキュラムがあるのではないかとということで、今、耐震を踏まえまして、整備計画を練っているところがございます。そんな中、少年自然の家の新しいあり方、それから、地域の子ども会と学校とのあり方、そういったことも含めまして、少年自然の家のあり方をもう一度考えてみようということで、計画を練っているところがございますので、これも今回の総合計画の中であわせて生かしていけたらということを考えております。よろしく願いいたします。

【委員長】他にございますでしょうか。はい、___委員。

【___委員】ちょっと大きな話の後で細かいことになるかもしれませんが、質問と意

見とちょっとごちゃ混ぜになってしまうかもしれませんが、今、気付いた点をずっとこうページごとに言わせていただきたいと思います。

10年を見通した水戸市の計画ということで考えたわけなんですけれども、まず、78ページの5番に開放学級や学童クラブというところがあるんですけども、この開放学級という言葉がいつまで水戸市は使い続けるのかなと思うんですね。水戸市の中では、確かに歴史もあって、愛着もあって、定着していて、開放学級といえば、放課後に子どもたちが学校のお部屋で過ごすという学童保育ですけども、一步、水戸市から外に出て、県とか全国レベルのいろいろな研修会に行けば、開放学級という言葉そのものが、それは何かということで、認知されないんですね。国のほうで児童福祉法でも法制化されて、放課後児童クラブというのが一般的なので、私はできればですね、この6水総という新たな長期計画の中では、この開放学級という名称について、現場で何か不都合がないのかなと思うんですけども、開放学級という名前、これをきちんと放課後児童クラブとか児童クラブ、学童クラブというようなものに見直していく必要もあるんじゃないかなと、これは私の意見として思っております。

あと、次のページの79ページ、さきほど____委員もおっしゃいましたけれども、幼稚園、保育所、認定こども園。認定こども園の移行に向けてというのは、あくまでも国の方針でして、水戸市は本当に国に言われたとおり、この方向に行っちゃっていいのか、水戸市の地域性やニーズにあっているのかという点では、国の制度もころころ変わりますから、本当に10年間、認定こども園という制度が確立されて、継続されるのかということも、私は怪しいと思うので、水戸市がずっと進めてきた幼保連携型の、本当に保育と教育という就学前の子どもにできることということのほうに目を向けていただきたいし、幼稚園、特に、市立の水戸市の幼稚園の定員割れという反面、保育所の待機児童というのがもう常態化しているわけですから、本当に幼保連携型というのであれば、定員割れを起こしている水戸市の公立の幼稚園にこそ、保育の機能をきちんと充実して、施設の整備も、あとは、そこに置く先生や保育士の配置も見直して、保育機能の充実、本当にやるんだしたら、そういう幼稚園のあり方の見直しにまで言及しなければ、10年先を見通したとは言えないんじゃないかなと思っています。

それに関連して、その後の16番にグループ型小規模保育を推進というのは、まさに今、国がこういう保育もあるんじゃないかと言ってきたそのものを水戸市で推進しますよという、こういう本当に単なるトップダウンでいいのかと。それよりは、地域型保育とそこにありますけれども、水戸市の中でニーズに応じて編み出した保育のあり方、保育所の整備の仕方があるかと思うんですけども、まあ中途半端と言ってはあれですけども、グループ型小規模保育とは一体何のことなのか分からない、あまり知られていないような保育というよりは、やっぱり保護者は、子どもを預けられればどこでもいい

というわけでは決してありませんので、やっぱり、水戸市の水準を達成した保育所をね、きちんと整備するということが必要なんであって、わざわざこのグループ型小規模保育という国が編み出したような保育をここに、6水総という大きな計画の中に、個別の事業を入れる必要性があるのかなというように思いました。

あと、次のページに行きまして、80ページの22番に公立と私立幼稚園間の保護者の負担の較差是正が図られるようという見出しがありますけれども、公立幼稚園は、月々7千円という保育料ですが、民間保育所が今一体どれくらい、いくらくらい保護者負担があるのかという実態も、もう少し説明していただければと思いましたが、較差是正というのは、あまりもう最近は言わなくて、格差是正のほうがいいんじゃないかと、これは言葉では思いました。あと、配付資料の訂正という中で、この一文が実は訂正されていて、幼稚園の保護者負担について、応能負担や公私立間の較差是正に向けてこれから検討を進めると、応能負担という言葉を入れて訂正されたわけですが、これを見ると、格差を是正するために、公立の、今7千円の保育料を値上げして、民間のほうに近づけるということに取られかねないので、わざわざこの応能負担ということで語句を訂正した意味は、じゃあ何なのかと、いうことを1点思いました。

あと、80ページの表の一番下に、子どもの医療費助成ということで、マル福制度のことが書いてありますが、医療費助成の充実とか、拡充という言葉がなぜ抜けているのかと。今月、ちょうど10月から、中学校3年生まで医療費の補助が拡大されて、市長の公約が達成されているわけですが、まだまだ県内の市町村から見れば、水戸市は厳しい所得制限が残っていて、対象となる子どもの4割が医療費助成を受けられない。私は所得制限を緩和するとか、見直すとかする必要があると思っていますので、今後10年を見通した中では、必ず医療費の助成というのは、さらに全国的に県外でも充実されてくると思うので、私は、水戸市でも子どもの医療費助成制度の充実というのに、さらに取り組む必要があるのではないかと考えています。

あと、ちょっととびますけれども、85ページの11番にですね、教育のほうに移りますけれども、11番には、校舎とか体育館のハード的ないろいろな安全性の向上ということで、空調設備の設置を推進ということもありますけれども、これは、前回の審議会でも言いましたが、とにかくエアコンだけではなくて、トイレの洋式化というのがどうしてももうこれは、実際、現場では進めていただいておりますが、洋式化されているのは、まだ10パーセントくらいですよ。それで本当に古いですので、現場で洋式化を進めているわけですから、ちゃんとそれがさらに促進されるように、水戸市の事業としても、目標としても位置付けられるように、言葉の中に空調設備プラストイレの洋式化を推進するというのは、どうしても入れていただきたいなど、これは意見として思っているところです。

あと、最後ですけれども、90 ページの9 番のところに、また、開放学級や学童クラブというこの9 番の文章は、78 ページと全く同じ文章が再度掲載されているんですけれども、できるだけ何か所にもわたって同じ文章や同じ施策、事業名が出てくるといのは分かりづらいので、整理できるなら、適切な場所に一箇所きちんと位置付けていただくと。できるだけ2 回も3 回もの再掲にならないほうが、計画としてはいいのではないかというように思いました。

以上、意見ですけれども。

【委員 長】はい、非常に多岐にわたってなんですが、少しまとめさせていただくと、例えば、78 ページの5 番、それから90 ページの9 番は、基本的なことで、開放学級等の言葉遣いについて、改めるべきではないかという意見ですけれども、それについては、いかがでしょうか。

【執行機関】 ____課でございます。今、お話がありましたけれども、確かに、水戸市だけで使われている学童保育の名称が、開放学級というところでございます。これは、水戸市において、昭和50年代から開放学級として、学校の自主的な活動として始まったという経緯もありまして、市内では、ある程度、定着した名称なのかなということもございますので、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

【委員 長】それから、79 ページについて、認定こども園の移行、それから、新たにグループ型小規模保育の推進と、国の方針に沿ったということですが、水戸ならではのやり方があるのではないかと、そういった御意見について、いかがでしょうか。

【執行機関】 はい、 ____課です。子ども・子育て支援の新しい法律は、昨年8月に成立いたしました。さきほども申しましたが、施行は平成27年4月を目指しているという示された枠組みの中で、水戸市がその法律、計画に沿って、どのようにできるかというところを、国の方向を見ながら進めてまいりたいと考えておりますが、大きな流れの中では、根拠法令にのっとった形での施策が必要であろうとの考えに沿った形で、このような表現になっています。

16番のグループ型小規模保育につきましては、委員がおっしゃられたとおり、新しい事業になってございますが、地域型保育という新しい定義付けとしての新制度の中で、メニューが示されておりますけれども、あくまでも例示という形で、水戸市が積極的に取り組む待機児童解消と就学前の教育の充実に努めていきたいと考えております。

【委員 長】 よろしいでしょうか。

【 ____委員】 要するに、国の制度によって、本当に保護者も市町村も振り回されているわけですね。ですからそれは、いたしかたないと思っております。大本は国の制度に乗っかって市町村はやるわけですから。ただ、国の制度を柔軟に活用しながら、本当に水戸市の子どもや家庭のニーズに沿った水戸市の方針がなければ、水戸市は振り回されてばかり、6水総にいくら書いても、国の制度

が変われば、変わっちゃいますよということにもなりかねないので。今の枠組みの中ではこういうことになろうかと思えますけれども、是非、基本的な計画づくりの中では、配慮いただきたいなと思っています。

【委員長】はい、最後に 85 ページの 11 番、空調設備だけではなく、トイレの洋式化についても、位置付けていただきたいということについて。

【執行機関】 ____課でございます。ただいまの御質問、御意見につきまして、学校トイレの洋式化そのものは、部分的ではございますけれども、これまでも学校の必要性に応じまして、個別に対応してまいりました。現在、小中学校の洋式化率は、約 35 パーセントとなっております。ただし、洋式化が進んでいない要因の一つに、スペースの問題や配管そのものの問題があり、対応が難しい部分もございます。このため、第 6 次総合計画におきまして、大規模改造事業を位置付けておりますので、この中でトイレの洋式化、スペースの確保ですとかも含めまして、一体的に取り組んでまいりたいと考えております。

【委員長】はい、よろしいでしょうか。かなり時間も押してきましたが、何かありますでしょうか。

【 ____ 委員】 答えはいいです。ただ意見として述べさせていただきます。

84 ページですけれども、1 番のところに、まごころプラン、さきがけプラン、ふれあいプランというような三つが並んでいるんですけれども、2 番、3 番にまごころプラン、さきがけプランがあるんですけれども、いじめに関するふれあいプランというのが 4 番目に入っていないんですね。こういうのはどうなのかということ。

それから、9 番に船中泊というのがありますけれども、これいつまでやるんだか。

それから、この学校教育の中に、心肺蘇生ということも入れられるのであれば入れていただきたいなということ。

それから、88 ページのほうの青少年の健全育成ですけれども、この文章は分かるんですけれども、わざと外したのかもしれないけれども、喫煙、飲酒、薬物に関する記載が全然抜けているというのは、気になるなというところ。以上です。

【副委員長】 入れたほうがいいです。

【委員長】 いくつかあったかと思えますけれども、それでは、それはまた、後日、御検討いただくということでもよろしく願いいたします。

私のほうから最後にちょっと 1 点なんですけれども、88 ページ、89 ページに少年自然の家のデータが出ているんですけれど、ここで 23 年度、24 年度の年間利用者数というのが、例えば、88 ページでは、9 千 845 人、89 ページでは、6 千 5 人に 7 千 960 人、それから、目標指標の中では、年間で 1 万 4 千 481 人という形で数字的にずれていて、これはどういう数字の取り方をしているのかというのが、ちょっと分からなかったものですから。

【執行機関】 分かりにくくて、申し訳ございません。利用者数というのは、例えば、

10の団体が泊ったら10という形の利用者数になりますけれども、利用総数というカウントの仕方、例えば、89ページの1万4千481人という数字の取り方は、例えば1泊2日、2日使ったんで10人、10人という形で20人という、何日間で何人が施設を使ったかというカウントの総数という使い方です。ちょっと分かりにくくなっているかなと思っております。

【委員長】御検討いただければと思います。

他にありますでしょうか。よろしいですか。それでは、「未来を担う子どもたちの育成」の中項目については、本日の各委員さんからの御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思っております。

それでは、説明員の入れ替えがありますので、5分間休憩いたします。

(説明員入れ替え)

【委員長】それでは、再開いたします。施策の中項目「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」について、審議を進めます。概ね15時45分ということで考えております。御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から計画の概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【委員長】ただいま、事務局より計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

【___委員】全体的にわたってのことなんですけれども、介護、それから地域福祉というときに、多業種連携というのが、今あちこちで騒いでいるというか、24年度は国のパイロット事業でいくつかの地域でやって、今年度から県の事業になってきている。そして、2、3年後には、これ、市の事業になってくるはずなので、多業種の連携ということを、もう少しこの中に入れておいたほうがいいんじゃないかと思うんです。そして、水戸市において、多業種連携の中心になるのは、地域包括支援センターだと思うので、地域包括支援センターの充実に関して、もう少しスペースをとって、その辺の充実を目指す形をとっておいたほうが、第6次総合計画としてはいいんじゃないかなと思うところです。

それから、細かいところなんですけれども、独居老人、それから、認知症老人は出てくるんですけれども、老老介護をしているような、例えば、109ページにおいては、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者と三本立てになっているんですけれども、他の項目では、いわゆる老老介護のような感じの高齢者のみの世帯というのは抜けているので、全てこれは統一したほうがいいのかと思います。

それから、あとは、97 ページの 10 番の高齢者の権利を守るためというところに入るんでしょうけれども、成年後見制度に関して、もう少し言葉をはっきりさせたほうがいいんじゃないかなと。今、各部署でみんななすり合いしているような状態なので、もう第 6 次総合計画では、どこかではっきりとした項目を記載したほうがいいのかなというように思っております。

もう一ついいですか。105 ページのところなんですけれど、国保の関係です。まあ、医師会のほうからすると、医療費の適正化対策。医療費の抑制は何言っただと思っただけなんですけれども、まあこれはちょっと置いておいて、収納率の向上という言葉がどこにも出てこない。計画の中に入っていないですよ。やはり、収納率の向上というのは、計画の中に入れておいたほうがいいと思うんですが。以上です。

【委員長】はい。4 点ほどでした。まず、1 点目は、多業種連携ということが抜けているんじゃないかと。地域包括支援センターの話が出ていますけれども、その辺の言葉が抜けているんじゃないかという点ですが、この辺については、いかがでしょうか。

【執行機関】 ____ 課です。確かに先生がおっしゃられたように、在宅で住み慣れた地域で安心して暮らす、医療と介護と看護が連携して取組を進めていくという在宅医療、在宅介護ですね、そういう方針が国のほうから示されておりまして、やはりそちらのほうは、医療機関、それから、介護施設、それから、地域包括、まあ、行政機関になりますけれども、そういうところが多職種の連携ということで、今年度からですね、モデル事業を水戸市でもやっているの、具体的な検討に入っているような状況でございますので、より一層進めてまいりたいと考えております。

【委員長】その点については、それでは表現の中でどう含めるかについて、御検討いただければと思います。

2 点目については、老老介護という視点が少し抜けているか所があるのではないかと御指摘だったんですけれども、この点については、いかがでしょうか。

【執行機関】やはり、この辺につきましては、実際に子どもさんと住まわれているという方、大変少なくなっておりまして、高齢者のみの世帯というのが増えております。あわせて、ひとり暮らしの高齢者の方が増えておりまして、特に、心配されますのが認知症の方ですね、老老介護の中で適切な介護サービスにつなげていけないような状況が現在でも起きてきておりますので、この老老介護、あるいは、認知症、さきほど委員がおっしゃられたように成年後見もそうなんですけれども、具体的に、在宅で、皆さんが安心して暮らしていただけるような相談体制の充実を図るとともに、適切な介護サービスにつなげていけるように、取組を進めてまいりたいと考えております。

【委員長】その点についても、それでは表現の中でどう含めるかも含めて、御検討いただきたいと思います。

最後に、____委員から提言があったのが、国民健康保険でしょうか、収納率の向上というのが含まれていないという御指摘で、年金制度のほうでは、そういったところが含まれているのということだと思っただけですけども、その点については、いかがでしょうか。

【執行機関】 ____課でございます。大変分かりづらくて申し訳ございません。105ページの国民健康保険でございますが、主要事業の1番の中に、国民健康保険の適正な運営の推進というようなことで、事業概要として、一番最初に書いてありますとおり、国民健康保険財政の健全化ということで、記載してございます。その中身については、上の段の計画というようなところに、その具体的な文章を表現させていただいているところなんですけど、この中で国民健康保険の適正な運営に向け、収納率の向上を図るとともにというようなところで、表現をさせていただいております。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【____委員】 今の最後の件ですけどね、必ず国保の委員会でも出るんですよ。収納率の向上を図るにはどうするんだって、その具体策というのがいつも審議されるんですけども、いつも途中で詰まっちゃう。まあ、そういうところがあるんで、もう少しちゃんと具体的なものが、言葉としてないのかなというだけです。

【委員長】 では、それも含めて再度、御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。他に御意見、はい、どうぞ。

【____委員】 101ページですね、計画の13。ここに、水戸市障害者共同受発注センターというのがございますね。これは私、非常にタイムリーだと思いますので、ぜひ実現させていただきたいなと、それが感想でございます。

それからもう1点、107ページですね、一番最後のところに、生活保護を受けるまでには至らない生活困窮者について、実態把握に努めとございます。実は、生活困窮者で生活保護者よりも大変な生活をされているという方がおられてですね、年金が無い、無年金、それから、若いときにお金があって、アパートをつくって、そのアパートの中に自分も住んでいるんですけど、それを現在処分しても、金融機関にまだ半分借金が残るといような状況でですね、年金は無い、収入は、そのアパートはゼロなものですから、家賃は入らない、それから処分しようと思っても借金が残るくらいということで、生活保護の対象ではないということですね。そういう方が実際いますので、そういう方たちの実態把握といいますか、そういうことに、自立に向けた適切な対応策とございますけれども、ぜひそのようにお願いしたいなと、そう思います。以上でございます。

【委員長】 感想ということでよろしいですか。

【____委員】 はい、結構です。

【委員長】 はい、どうぞ。

【____委員】 一つ忘れていました。100ページのところなんですけど、目標指標の

1 番に、就労支援施設の障害者の工賃なんですが、現状 1 万 4 千 365 円で、平成 35 年度の目標値が 2 万円というのは、あまりにも低すぎると思いませんか、これ。どこから出てきた数字か分からないですが、現時点でも 2 万円を目指そうとしているはずなんです。それなのに 35 年のときに、2 万円というのは、障害者としてやる気がなくなっちゃいますよ。

【委員長】はい、よろしく願いいたします。

【執行機関】 ____ 課でございます。こちらに書かれておりますのは、就労継続支援 B 型というということで、非雇用型の就労施設でございます。23 年度の実績なんですけれども、1 万 4 千 365 円ということで、市内 26 か所の平均工賃でございます。目標の 2 万円につきましては、平成 23 年度の県内の事業所の平均工賃が 1 万 700 円ということで、県のほうでも倍増計画ということで、概ね 2 倍の 2 万円ということで計画を掲げておりますので、水戸市のほうでも 2 万円とさせていただいております。

【委員長】今、おっしゃられた 1 万 700 円というのは、どういうものですか。

【執行機関】はい、県のほうの平均です。

【委員長】県の平均、はい、分かりました。いかがでしょうか。

【 ____ 委員】 B 型ということも全然出てきませんし、もう少し目標値については、検討していただきたいなと思います。

【委員長】それでは、表現も含めて、内容も、もう一度再検討していただければと思います。他にありますでしょうか。はい、 ____ 委員。

【 ____ 委員】水戸市障害者共同受発注センターの設置をすると、物が売れるとこう書いてあるんですけども、これ、何か秘策があるんですか。

【執行機関】はい。この共同受発注センターにつきましては、複数の事業者が共同で物を受注したり、安定的な仕事の確保を図るといようなことですね、それとコーディネーターの職員による販路拡大とか、発注業務の受注機関の拡大を図るといことで、就労機会の確保を図りながら、工賃の向上を目指していくということになります。

【 ____ 委員】いや問題はね、つくる人はいるんだよ、施設はどこでもね。こういう障害者に対して、就労支援というかね、自立型を求めて、少しでも残った機能を有効に生かしてもらおうといことで、障害者施設をやっている。それはいるんだけど、要は、その販路がなくてみんな困っている。だから逆に言うと、そういう部分について、例えばですよ、水戸市だって、いろいろな物の購買をしたり、印刷をしていたりするけれども、いろいろな業者との絡みがあって、そういうものは、なかなか優先的に発注したりなんかできない状況にあるよね。そういう状況があって、いまだになかなか販路がないんだけど、それを、この仮称であるけれども、水戸市共同受発注センター、これができるということによって、じゃあ、どういうふうこれを推進していくのかという…例えば、上甲先生がお聞きになられた一般就労への移行者数は、17 人から 450 人だっていうんだよ。そうすると相当理解をしてい

ただかないと、450人なんていうのは、雲の上の数字だよ。45人だって厳しいと思う。そういう状況の中であって、この販路拡大というのができれば、障害者施設としては、いわゆる就労支援というものに拍車がかかる。そのつくった物をさばくのに、本当に売り歩いてもなかなか売れない。パンだって、残ったものを誰かが買ってくれなかったならば、持ち帰るような状況が今あるわけじゃない。こういう流れの中で、ここがね、言葉の遊びになっちゃっているのかなという気がしないでもないんだよね。

それから、在宅サービスを求めますとあるけれども、養護学校でせっかくある程度のレベルに達しても、就労する場所がなくて、結果的には、元に戻ってしまう。いわゆるパンの焼き方とか、クッキーの焼き方とか、いろいろと養護学校で覚えた、まあそれぞれ特技があって覚えた、だけれどもそれを今度、活用する場所がなくて、どうしても家に待機している状況がある。そうすると、その間に完璧に元に戻ってしまう。こういう現状があることも事実だよ。そういう物を、どこで受け皿として推進させるのか、頭の中にあるのかどうか、別にここで、こういう会社が受けていますよということは言わなくてもいいけれども、そういうことが裏付けとしてないと、ただ単に言葉の遊びになってしまうという気がしてならない。だから、そういうことが一つ問題としてありますよということです。

それから、高齢者福祉について、介護保険についてだけれども。いわゆる介護保険の中で、今、課題になっているのは、様々な制度改革があるんだけど、結果的に国は法律をつくって、いろいろなカッコいいことをアドバランで上げるだけで、実際は水戸市が事業主体者としてやっているわけです。そうすると、その運用の中でね、今、問題になっているのが高専賃（高齢者専用賃貸住宅）だとすれば、高専賃は国土交通省は低廉で安価な住宅をつくって、高齢者の福祉の充実のために家をどんどんつくりなさいよと、こう言っている。しかし、そのおかげで、この水戸市内でも、相当数の戸建ての高専賃ができた。じゃあ、ここに住む人はどういう人が住むのかというと、今の状況ではね、やはり他市からの流入する人がある程度の数を占めちゃってて、その方たちは、いわゆる住所地特例がないんでね、要するに、水戸市の介護保険料でお支払いをするようになってしまう。このことによって、今、市域の人たちが圧迫されながら、介護保険の運営がされている。というような状況もあるわけです。ですからこの第6次総合計画の中で、介護保険といわゆるその適正な介護事業、このあり方を事業者として、断固たる考え方でこうしていくんだというような姿勢がないとね、ただ単に国の流れの後を追うばかりをやっていたんでは、事業者として、本当にこの中で介護保険料を払っている人たちが、損をするとか、憂き目をみるというようなことになってしまうんじゃないかと。その辺については、どのようなお考えをされているのか、ということが一つ。

それから、介護相談員の派遣事業というのがあるんだけど、この事業

って、今、水戸市でも二人一組くらいで各事業者に行って、聞き取りなんかやっているよね。で、果たしてこれがね、今機能しているのかどうかということがあると思うんですよ。で、ここについては、もう少し効率のいい事業、例えば、これ二人一組で歩いているんで、行く所がないからおじさんのとこにちょっとおじゃまして、お茶飲ませてなんていう相談員もいるわけですよ、現実には。で、中身はどうもね、皆さんが考えているような活動の状況とちょっと違うような状況が見え隠れする。したがって、今の状況のままで、これを発展的にやるということが、果たしていいのかという部分があるんで、ここは、もう少し相談をして、支援体制を強化するというのはいいんだけど、これを事業者に対して指導していくよということになるんで、的確な相談業務をするのであればいいけれども、そうじゃない部分があったりすると、行政として非常にマイナスの部分が出てしまうのではないかとというようなことがあるんで、そのことについて、一つ申し上げておきたい。

それから国保についてですけれども、収納率の向上というのが、今、___委員から出ました。この表がここにあります。で、その前のページには、いわゆる大きな課題になっている…収納率向上は、これ大きな課題だよと言っているとするね、さきほど___委員さんがおっしゃったように、例えば、5番という項目をつけて、別にこの問題について、大きく取り上げるということも大事かと思いますが、この収納率の推移の中で、現年度分と過年度分がごっちゃになってここに表に出ているんですよ。だから、収納率が悪くなっちゃう。これを見たらね、払わなくてもいいなと思う人のほうが多いよ。こんな数字を表に出しては。だから、現年度分は何パーセント、そのうちの過年度分は何パーセント、したがってトータルとしては何パーセントになりますよというような表示の仕方に変えないと、払わなくてもいいんだという形になってしまうんじゃないですかと。せっかくこの表を出すのであれば、現年度分で。現年度分を一生懸命払っている人がたくさんいるんですよということをここでアピールしていただかないと、やっぱりちょっとこの数字やこれがマイナス要因に取り扱われてしまう部分があるのではないかとように思っています。

それから、新しい事業の中で、社会福祉協議会の名前がここに出ていますけれども、本来であれば地域福祉やそれから権利擁護事業、そういった流れの中はね、やっぱりもともとこの団体がしっかり活動していれば、今日は会長がいるので言いにくいけれども、しっかりしていれば…こんな問題は、例えば取手市はもう進んでいるんですよ、権利擁護なんかは。で、天下の水戸市が魁だ魁だと、事あるごとに魁と言うけれども、さっぱりこういう事業については進んでいない。やる気がない。したがって、もう少しこの組織の充実ね、例えば、社会福祉協議会が何をすべきなのか、そして、事業団としては何をすべきなのか、こういったものをしっかりね、ここに書いていただけではなくて、申し上げていくということがないとね、ここはまずいのか

なという思いがあったんで、大変申し訳ないんですが、意見だけ申し上げさせていただきます。すいません、よろしく願いいたします。

【委員長】何点か御指摘がございましたので、少し分けてということで。

まず1点は、101ページの水戸市障害者共同受発注センターの設置、特に、販路の拡大については、具体的に、どのようなことがあり得るのかという御指摘があったかと思えますけれども、その点について、御回答いただければと思います。

【執行機関】 ____課でございます。この販路拡大につきましては、これまでの反省ということで、売り上げ等につながる商品開発が進んでいなかったというようなこともありまして、販売を目的とした商品の開発とかですね、後は、そのコーディネーターの職員によります商品の販売拡大とか、受注機会の拡大などを図りながら、工賃の増を図っていきたいと考えております。

【委員長】はい。今おっしゃられたようなことを表現に含めるかどうかについて、御検討いただければと思います。

第2点として、介護保険の適正な介護事業について、事業主体者として進めるべきではないかと。介護保険の相談員の派遣事業が、適切に機能しているかということについての御指摘がございましたが、この点についていかがでございますでしょうか。

【執行機関】 ____課でございます。御指摘いただいた介護相談員派遣事業につきましては、成果と言われるものがなかった状況でございましたので、今年度から事業の内容であるとか、成果に基づく感想等をまとめた小冊子、こういったものをつくって、事業者や利用者さんにお渡しできるような取組をしているところでございます。派遣事業が、もっと充実したものになるように、今後もし組みんでいきたいと考えております。

【 ____委員】これ、やってもらったらさ、やっぱり課題が事業者のほうにもね、全事業者のほうにもフィードバックされるとか、今、こういった問題が事業者の中にもありますよというのがフィードバックされるような、こういうことで連携を深めない。ただ調べました、報告書を出しました、ああそうですかというだけでは、この支援事業はなかなか成り立たないんで、ぜひ充実させていただきたいと思うんです。

【委員長】それでは次に、国保の収納率の表について、これが誤解を招くのではないかとことですのでけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【執行機関】 ____課でございます。収納率の表現ということでございますが、現年度の表記と過年度の表記というようなことで、現年度分ですと、こちらの表にある形なんです、過年度分については、もっと低くなっているというようなことで、表が分かりづらいとのことですので、検討させていただきたいと思えます。

【委員長】それでは、表については、もう一度御検討いただくということで、よろしいでしょうか。

最後に、社会福祉協議会の事業に関してということですが、この点についてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

【執行機関】 ____課でございます。ただいまの御指摘，94 ページの主要事業ソフトの2番になると思うのですが，地域福祉推進体制の充実の中で，社会福祉協議会や関係団体との連携強化という点になるのだと思います。現在，社会福祉協議会については，地域福祉そのもの，1-2-1の地域福祉の充実というテーマの中で，社会福祉法に基づく社会福祉協議会，この目的が地域福祉の推進役であるという意味で，非常に重要な役割を担っていただくということでもあります。したがって，現在，事業団と社会福祉協議会の統合ということで検討してございますが，新しい団体を目指すというような中で，今後の地域福祉の推進役，ただいま話がありましたような成年後見制度であるとか，地域に根差した団体活動を，市と連携を深めながら，新しい協議会として，充実した力強く地域福祉を推進できるようにしてまいりたいというように考えております。

【 ____委員】 ちょっとこの件はね，私は考え方が違うんですよ。今，単独で協議会でできないものが，新たな別の形の団体と合併すればできるという考え方自体が問題だと思う。今の組織はやるべき組織なのに，それが全然できていない。新しいものにも取り組んでいこうとしていない。こういう流れがあってですね，今，会長さんも頭を痛めているところなんだよ。そして，その団体にちゃんとした団体が吸収されることによって，逆に言ったらば，本来の目的のものができるかと言え，これは難しいですよ。だから，やるのであれば，ちゃんと社会福祉協議会として，権利擁護とか地域福祉とか，そして，地域のそれぞれの地域の団体，例えば，新荘であれば新荘社会福祉協議会，常磐社会福祉協議会，五軒社会福祉協議会にもっともっと出張って行って，そして，地域福祉のあり方を積極的に検討するんだと。こういうような流れを，この会が持たない限り，こんなものは絵に描いた餅だよ。できるわけない。だから，そういうことをきちんとやるのが大事なので，この協議会が，本気になって仕事ができるような体制に変わらない限り，この話というのは逆に言えば，推進体制の充実というだけで，それは充実というのは合併なんだということだけではね，この事業というのは進まない。間違いない。まずは，関係する団体がやる気にならなくてはどうにもならない。そのところが先なので，あえて今日そこを言わせていただいたということなんで，ここは，やっぱり合併するからこういうことができるんだということ，ここに書いてあるんだとすれば，逆に言ったら大きな間違いですよ。当然ながら，社会福祉協議会がこういうものをきちんと確立して，そして，その事業を持って合併するということにならなかったなら，企業合併って，合併すれば企業が良くなるなんて考え方ではなくて，合併することによって何のメリットがあるのかということが大事なので，ここについては，ちょっと異論を唱えておきたい。すいません。

【___委員】確かにその通りで、___委員さんにいろいろ御指導いただきまして申し訳ございません。それで、現在、委員さんのほうから御指摘ちょうだいしましたようにですね、そもそも社会福祉協議会とは何をすべきところなのかという、まさに原点に立ち返らなくてはならない時期にあると、正直に思います。一方で合併のお話もございます。市のほうからも、成年後見制度をはじめですね、いくつかの新しい御提案を受けておりましてですね、私としましては、社会福祉協議会として何をすべきかという観点から考えますとですね、これはもうできるものは、どんどん前向きにやっていかななくてはならないと。それが与えられた使命ではないかなと思っております。ですから、これからも市、それから関係者の皆様と協議を進めなければいけませんけれども、とにかく精一杯新しいことも含めましてやっていきたいなど、そうしております。御支援のほど、よろしく願いいたします。すいません。

【委員長】よろしいでしょうか、他に。はい、___委員。

【副委員長】95ページ、96ページに係る部分なんですけど、ここのところはどちらかというと、福祉とか支援というところが強調されていますけれども、やはりこれから高齢社会がますます進展していく中でですね、高齢者の経済的自立のような、そういう部分ですね、それから社会活動とか地域活動とか、そういうものへの参加、ここのところがすごく重要になってくると思うんですけども、この辺の指標が全く見えないので、例えば、高齢者の就業率みたいなものとかですね、あるいは社会参加活動の活動をしている人の率なり、人数みたいなものをですね、こういうものを入れられないか、御検討いただきたいなと思ったんですけども。

【委員長】はい、ただいま高齢者の経済的自立、社会参加の数量的な指標というのはないのかという御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

【副委員長】自立度のアンケート調査というのが回ってきますよね、チェックしていく。ああいうものを何か。

【執行機関】すいません。今、___委員から御指摘のあった目標指標につきましては、これまでも骨子等でお示ししてきたところでありまして、高齢者について、ただ単に支援ということだけではなくて、社会参加、あるいは生きがいづくりということがこれから重要になってくるということは、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、適切な指標があるかどうかということについては、そういうデータも含めて検討させていただいて、委員会の最終日に御回答できるように、協議を進めてまいります。

【委員長】それではよろしく願いいたします。はい、___委員。

【___委員】それではですね、質問も交えます。質問のほうを先に申しませうか。高齢者であるとか、障害者であるとか、そういった方々の支援の中で、保険とか何かの制度がありますね。そういった国の施策から流れてきて始まっているそういったものについて、市の担当の皆様方は現場の者として、改善の余地ありと思うこともあるのではないかなと思います。しかし、それを質問

しても答えるわけにはいかんでしょから、とにかく質問をしていきます。答えなくても結構です。

そういった思いを含めながら、例えば、介護保険で一般的に保険が支給される部分というのは、基本的に、業者にお願いした部分ですよ。家族が自ら介護をしている場合には、どのような扱い方があるんでしょうか。その質問の主旨というのはね、私は旧常澄のほうで農村地帯です。サラリーマンではない方が多い時代を過ごしてきました。そうすると、その年代の方々は、農業の暇なときに稼ぎに出るわけです。しかし、高度成長期以降は、暇などではなくて、勤めのほうが休みのときに農業をやるという形であります。しかし、そういった方のね、労賃たるや微々たるものです。今、都市部の勤めの方々でも、非常に安い十万円そこそこくらいの方が大勢います。だとしたら、その人が家族を介護できるのであれば、家族を介護したならば、そこに何かしらの支援があるのであれば、もっともっといい介護が充実できるのかなと思っの質問であります。

【委員長】はい、社会保険の現場の担当者として、意見はないかということ。それから介護保険と家庭内介護との関係はどうなのかと。なかなか大きな問題なんで答えづらいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【執行機関】はい、市の独自の制度といたしまして、介護保険料を払ってはいらっしゃいますけれども、介護サービスを受けない方に対しましては、家族介護慰労金といたしまして、年間十万円を支給させていただいております。

【___委員】なかなかそのようなことを分かっている方はいないんじゃないでしょうか。やはり情報の提供は大切だと思います。私が実際体験したことのひとつにはね、私の父の妹が子どものいない家庭でして、叔父さんが早くに亡くなって、寄る年波で大変なので、施設に入ってもらった。そして、最後まで看取ったんですがね。そのときに、大洗の人だったので、葬儀の費用があるというので申請しなさいと。そうしたら、私は親等、ランクによってね、該当しないということだったんです。そうしますとね、私は私の叔母さん、私の家から出た人だから当然だと思ふような育ち方をした年代だから、そう思っているんですけども、ある意味で肉親として、そういう考えを持っている人が、そのランクに該当しませんよという規則であったならば、到底その考え方は、今の若い人たちに普及はしないですよ。そういうことも制度の大きな欠陥であろうと思っ、それでさきほどの質問も関連的につながっていったわけであります。

【委員長】はい、情報提供をしていただきたいということ、制度の欠陥、なかなか国との関連もございますので、難しいところはございますでしょうけど、そういうことの整理をしていただきたいというような形でお願いしたいと思っます。ありがとうございました。

時間も迫ってきましたのでよろしいでしょうか。それでは「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」の中項目については、本日の各委員さんから

の御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思います。

【__委員】委員長、ちょっと。

【委員長】はい、どうぞ。

【__委員】この、みんなで支えあい助けあうって、この支えあうと助けあうは同じ言葉だと思うんですね。だから、支えあう地域社会とか、助けあう地域社会とか、どちらか一つで十分だと思うんですけど。重複しているイメージがなければ、あえて長い見出しにする必要はないんじゃないかなと思いました。

【委員長】では、その点も含めて内部で詰めていただきまして、御検討いただきたいと思います。

それでは、説明員の入れ替えがございますので、ここで再度5分間休憩いたします。

(説明員入れ替え)

【委員長】それでは、再開いたします。施策の中項目「健やかな生活の実現」について、審議を進めます。既に、もう時間は押し迫っていますけれども、概ね20分程度を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から計画の概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【委員長】はい、ただいま、計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。はい、__委員。

【__委員】1-3-2の「医療環境の充実」ですけれども、救急に関しては十分書いてあるんですけど、さきほどの多業種連携の話のときにも出てきた、在宅医療という言葉が全然出てきてないというか、抜けているんですね。これからの問題として、他のところにも多分出てきていないと思うんですけども、ここに一応、在宅医療の支援のことも入れておかないと、今後、問題があるんじゃないかと思うところです。

【委員長】はい、__委員から在宅医療という視点が抜けているんじゃないかという指摘がございましたが、この点についていかがでしょうか。

【執行機関】はい、__課です。ただいま、__委員の御指摘にございましたとおり、さきほどの福祉の分野ですね、在宅介護と在宅医療と、この辺を連携しながら、構築していくことについて検討中でございます。また、それ以外の部分もですね、かかりつけのお医者さんと在宅とその辺の連携の話もございますので、全体を含めまして、計画の中でどのように位置付けられるか検討させていただきます。

【__委員】はい、お願いいたします。

【委員長】はい、どうぞ。

【___委員】この計画の中の4番なんですけれども、看護師をはじめとする保健、医療従事者の養成を支援し、人材の確保を図るということなんですけれども、この基になるのは、お医者さんだと思うんですよ。で、今回も日赤（日本赤十字病院）なんかでお医者さんがいなくなって、周産期の医療ができなくなっちゃったりという状況がある。そうすると、この看護師さんの前段に、質の高い医療サービスを提供するため、医師、看護師をはじめとするということにならないと、今の状況の中で、これだけの目標が達成できるだけの医師の確保というのが、僕は非常に難しいのではないかと考えているので、この辺について、どのようにお考えなのか、ちょっと質問いたします。

【執行機関】はい、今、御指摘いただいた産婦人科、あるいは小児科医が高齢化、あるいは次代を担うお医者様が少ないというようなこともございまして、非常に将来危惧されているということもございまして、ただ、全国的にお医者様が少ないということで、地域偏在ということもございまして、東京とかそういったところに偏在してしまっていて、地方にはいないという中で、いかにお医者様を確保していくかというのは、水戸市にとっても非常に大きな課題だと思っておりますので、その辺につきまして、今後、早急に対策を考えていきたいと考えていますので、表現についても、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

【委員長】はい、よろしく願いいたします。計画3では書いてあると思うんですけれども、それも含めて、表現について、御検討いただければと思います。他にございませうでしょうか。はい、___委員。

【___委員】やはり、医療環境の充実なんですけれどもね。行政的に、又は、お医者さんも含めてね、その方面が充実したとしても、水戸市のように大きな都市になると、お医者さんのいない地域が郊外部にたくさんあります。そして、今の社会情勢の中で、公共の交通機関がどんどん衰退して、撤廃、皆無というようなことにもなりかねません。そうしますと、せっかくの施策、施設があっても、そこに通うことができません。特に、高齢者の社会になっています。実は、今日うちの家内が診療に行く日なので、さきほど送って来ました。そして、一旦家に戻って、今日のこの準備も残っていたので、やって、また出てきました。私は、老老家庭ですから、家族構成が非常に良くない状況です。そういうことも含めましてね、この施策の中でコンパクトシティという言葉があります。より充実した中心部をつくって、あまり広げないよというところであろうと思います。そうしますと、その枠の外側にいる、いわゆる遠くにいる人たちの、そのことも含めて考えるような施策を、この中に盛り込んでいかないと、せっかくの施策が本当に生きてこない恐れがあります。このことは私、コミュニティ活動しておりますとね、いろいろな分野でもって、似たような思いになることがあります。以上です。

【委員長】はい、よろしく願いいたします。計画3には書いてあるけれど、なか

なかそこに行くことが難しいといった問題であろうかと思えますけれども、その辺については、何かございますでしょうか。大きな問題でお答えづらいかもしれませんが。

【執行機関】ただいま御指摘のありました、地域における医療の偏在、あるいは高齢者を含めた地域医療のあり方という部分の御指摘かと思えますけれども、なかなか水戸市内にまんべんなく医療機関を配置するという考え方は難しい状況の中で、やはり、特に、高齢者等の足、通院等の足の確保という部分も課題だと認識しております。さきほど御審議いただきました、高齢者の支援の中で、97 ページにありますとおり、高齢者等の交通確保としての新たな支援について、実施に向けた検討を進めるという位置付けをさせていただいて、7番の項目になります。そちらのほうで、具体的な対応策についても、第6次総合計画を進める中で検討を進めてまいります。

【委員長】はい、ただいまの件につきましては、高齢者の福祉施策の中で考えていくという御返答でございました。他に、はい、____委員。

【____委員】116 ページの総合医療対策に満足している市民の割合が現況 26.5 パーセントとかなり低いと思うのですが、目標値 50 パーセントも、これも低いのではないかと思われるのですが、満足していない理由というのは、具体的にどのようなものかを確認させていただきたいのですが。

【委員長】水戸市の総合医療対策に満足していない市民の割合が多いけれども、その理由は何なのかということ、把握していらっしゃるかという御指摘ですが、いかがでしょうか。

【執行機関】この数値につきましては、平成 23 年度に実施いたしました「未来の水戸をつくる市民 1 万人アンケート」の結果でございまして、この具体的な内容、なぜ満足していないのかというところまで踏み込んだ調査、あるいは分析まではしていませんけれども、やはり総合医療対策として、これらの施策の体系にございまして、それぞれ、地域医療体制について、まだまだ不十分だと感じている市民の方は多いのだと認識してございます。そのために、117 ページにあります医療環境の充実として、各種施策を充実させていきたいと考えてございます。

【____委員】中身を分析していないんだったら、アンケートの意味がないのではないか。中身がないんだから。

【____委員】今の関連なんですけど、本質は今のことばかりではなくて、この目標値、1 万人アンケートとかっていう、このときに、ここではパーセントで言ってます。それは、応募者のパーセンテージであろうかと思えます。実数はどれくらいなんですか。水戸市民 27 万人の中の実数は、____委員さんがおっしゃった、なぜということにもつながるはずですよ。

【____委員】1 万人全員が答えているわけではないので、実際回答された方が何人かということですね。

【____委員】そう。参加者によって、上限にばらつきがあるんで、実際の人数は何人

に当たるんですか。ここで言ってる、また、別の表で言っているものは。

【委員 長】 1万人アンケートの中で、26.5パーセントという形の母数ですね。1万人なのか、それとも回答者の数なのかによって、随分違ってくるのではないかという御指摘だと思うんですけども。

【執行機関】 母数の関係でございますけれども、市民1万人の方にアンケート等を実施いたしまして、回答率としては、57パーセントになってございます。したがって、5千700人の方の回答の中から、満足していただいた方ということでありますけれども、これについては、一つの項目、総合医療対策について満足しているかどうかということだけではなく、様々な施策について、満足度の高いものから順に選んでくださいという形での調査になっていきますので、結果として26.5パーセントの方が満足しているということになってございますが、残りの73パーセントの方が不満かどうかというところまで、正確な把握というものができない状況であります。

ただ、この総合医療対策に満足している市民の割合につきましては、10年に一度の計画である総合計画をつくる際に、同じ項目の調査をしておりますので、経年的な変化というものを見るためにアンケート調査を行っておりますので、さきほど申しましたとおり、この満足していない具体的な原因というところまでの分析はできないということで御理解をいただきたいと思っております。

【執行機関】 すいません。___課ですけれども、これは一つの推測なんですけれども、近年ですね、救急で搬送される人の数がですね、ここ十数年の間に倍に増えている。水戸市の平成5年は5千117人だったのが、平成22年の実績は1万140人ということで、救急を頼る方が非常に多いと。あるいはこの緊急診療ですね。116ページの休日夜間緊急診療所における患者数の推移。これもですね、年々増加の一途をたどっているというようなことでございまして、一つの原因としては、家庭での、お子さんなんかの急変に対する対応力の低下。これは核家族化とか、いろいろな原因があると思うんですけども、医療に頼る方が多いのではないかと思われるのですけれど、なかなか、さきほども申し上げましたとおり、夜中の対応であるとかですね、そういった部分を100パーセントは難しいような部分もございまして、それに対して、水戸市も、休日夜間緊急診療所をお盆期間中もやったりであるとか、いろいろな対応をしたりとか、県立こども病院の中で午前2時まで対応しているとか、そういった部分もあるんですけども、その辺の不安感とかもあって、満足されていない方が増えてきていると推測しております。

【___委員】 24時間対応については、他市で既にやっているところも多いかと思うのですが、例えば、私が前にいた市では、やはり午後8時以降になると明らかに患者数が増えるのですよね。というのは、日中働いているお母さんたちが、それ以前は難しいということで利用される。救急という意味ではなくてですね。こういうことが、明らかに他市でも起こっているのです、そういったところを参考にしてですね、水戸市ではそういうことが起こらないように対策を

練っていただいたほうがいいのではないかなと思います。

【委員 長】はい、他に御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【___委員】はい、今、___委員がおっしゃった、この24時間対応可能な小児初期救急医療体制というのは、一体どういうものをつくろうとしているのか。本当にそのようなことが可能なのかどうかと思っているのですが。

【執行機関】これはまだ、詳細を詰めておりませんが、水戸市休日夜間緊急診療所、これは保健センターに併設されております。これが夜の10時30分まで開いております、県立こども病院さんのほうで、さきほど申し上げましたとおり、午前2時まで外来診療を受け付けている。それ以外の時間帯は、御自分で行って診療を受けるという場所が今のところない。どうしても不安な場合は、救急車を呼んでいただくという形になってございますので、救急車に頼らずですね、外来で診ていただけたところをつくっていきたく。翌日のそれぞれの診療時間までの間ですね、午前2時から朝の8時30分とか9時までの間が今、空白になっておりますので、そこを診療できるような体制を構築していきたいということで、例えば、県立こども病院さんとかと連携しながら、そういった形ができないかということで、今、検討を進めているところでございます。

【委員 長】よろしいでしょうか。

【___委員】本当にできれば、子育ての安心感は大いに高まりますけれど、私たちの印象の中では、もう今でも現場はいっぱいいっぱいなのに、その24時間体制が組めるのか。目標としては、とても良いと思うんですけども。そのように思いました。

【委員 長】まあ、構築ではなくて、構築に向けた検討という表記はそういう点なのかもしれないですね。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【___委員】ちょっといいですか。搬送業務ね。搬送業務が今、救急車で、その生命の危機とか後遺症の問題からすると、大体、搬送時間30分くらいが限度だと言われている。しかし、実際のところは今、38分から40分くらいかかっているわけですよ。そうすると、当然のことながら、人命に与える影響というのがかなり大きいので、この辺については、医療とのさらなる連携とか、考えがあるんですか。

【執行機関】___課でございます。___委員御指摘の医療との連携強化につきましては、水戸市救急医療協議会というのがありまして、その中で、しっかり医師とオンラインメディカルコントロールというものを組みながら、救急救命士が特定行為をしっかりやって、命をつないでいく仕組みの構築は進めていくと。

【執行機関】今やっている共同指令センターで、すぐにどうなるということではないですけども、一応方向性として、医師の方に入っていていただいてトリアージをするということで、救急車から直接、病院に問い合わせるのではなくて、

空いている病院というものをスムーズに判断できるような仕組みをつくっていくというようなことも、この6水総の期間の中で、考えていけるかと思っております。

【___委員】今、三次医療をやっている先生方の中で、トータルコーディネーターのような方がいて、軽症ならこういう病院、重症ならこういう病院、重篤ならこういう病院と、病状とか、搬送された方をある程度判断して、そして、それを、ある機関に任せているというやり方をしているようなところもありますよね。したがって、そういう充実を図っていくということが大事だと思うので、ぜひ、少なくとも20分くらい待ったら救急車が目的地に向かって走っていくということになると、家族は安心なんだけれどね。そうすると、満足度は50パーセントになる。よろしくお願いします。

【委員長】はい、他によろしいでしょうか。

それでは、「健やかな生活の実現」の中項目については、本日の各委員さんからの御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思います。

本日予定していた審議は、終了しましたが、委員さん方から何かございますでしょうか。事務局から何かございますか。

(事務局説明)

【委員長】それでは、本日の委員会は、これで終了したいと思います。何か御意見等がございましたら事務局に御連絡をお願いしたいと思います。

長時間にわたってありがとうございました。以上を持ちまして終了いたします。